

○「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、
週 1 回程度検査

- ・ 50Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
- ・ 近隣県の調査結果を参考

沿岸性魚種等 (例：コウナゴ、スズキ、 カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、 県沖を区域に分け、主要水揚げ港で検体採取。
回遊性魚種 (例：カツオ、イワシ・ サバ類、サンマ類)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から 青森県の各県沖で区分（県境の正東線で 区分）し、区域ごとの主要水揚げ港で検体採 取。
内水面魚種 (例：ヤマメ・ワカサギ・ アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区 域に分け、主要区域で検体採取。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

水産物の調査では、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（ガイドライン）」に基づき、主要な魚種や漁場、及び過去に放射性セシウム濃度が 50Bq/kg を超えたことのある魚種を対象に調査を行っています。

現在、表のように生息域や漁期について区別し、近隣県の検査結果も考慮して検査を行っています。また、広範囲に移動するカツオ、サンマ等の回遊性の魚種については、移動の状況を踏まえ、広範囲の県で調査を行っています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2021年3月31日



魚介類は前年度に放射性セシウム濃度が50Bq/kgを超えたことのある魚介類や関係都道府県における主要な水産物を中心として、原則週1回程度のモニタリング調査を行っています。魚介類の基準値超過数は、少しずつ減少しています。

福島県の海産魚介類において基準値を超える検体は、原発事故直後は検体の約3割確認されました。その後、基準値を超えるものは減少し、2015年4月以降では、3検体確認されたのみとなっています。福島県以外では2014年9月以降、基準値を超過したものはありません。

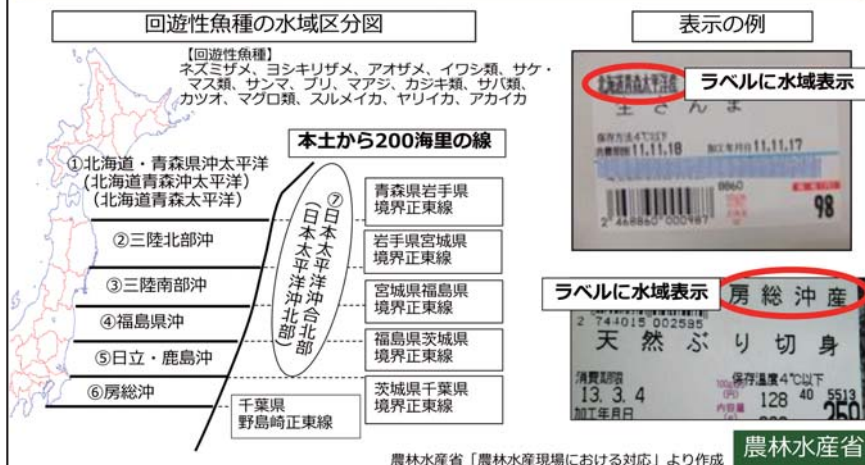
福島県内外の淡水種は、2020年度においても基準値超過したものがありますが、年々、件数は減少傾向にあります。

なお、この基準値とは、2012年4月より設定された100Bq/kgのことを指します(2011年度は暫定規制値が適用されていましたが、2012年以降の結果と比較するために、現在の基準で集計しております)。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2022年3月31日

- 2011年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。



2011年10月から東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、どこで獲られたものが消費者の方が分かりやすいように、原産地表示を推奨する取組を進めています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2019年3月31日